



# 島根県報

令和8年6月23日（火）

第 7 3 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（高齢者福祉課）	2
島根県農林大学校で生産する和牛子牛、成牛及び育成牛の落札代金の徴収事務の委託	（農業経営課）	2
島根県農林大学校で生産する肥育牛及び廃用牛の売払代金の徴収事務の委託	（ 〃 ）	2
換地計画書の縦覧	（農村整備課）	3
漁業災害補償法の規定による同意	（水産課）	3

### 【公 告】

島根県ネットワーク基盤関連支援業務の調達に係る提案競技の実施	（情報システム推進課）	3
島根県議会出退表示システム開発・運用保守業務に係る提案競技の実施	（議会事務局）	7

### 【特定調達公告】

プラズマ粒子合成装置の調達に係る一般競争入札の実施	（産業振興課）	11
液体クロマトグラフ精密質量分析システムの調達に係る一般競争入札の実施	（ 〃 ）	14

### 【人委規則】

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則		17
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則		18
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則		18

**告 示****島根県告示第397号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
天神中央薬局	出雲市塩冶有原町6丁目45-2	令和8年4月30日
さくら薬局 安来赤江店	安来市赤江町1447番地1	令和8年4月30日
さくら薬局 出雲西平田店	出雲市西平田町243番地1	令和8年4月30日

**島根県告示第398号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項の規定により告示する。

令和8年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地  
島根県農業協同組合  
島根県松江市殿町19番地1
- 委託した歳入の種類及び事務の内容  
島根県農林大学校で生産する和牛子牛、成牛及び育成牛の落札代金の徴収事務
- 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和8年3月11日
- 委託の開始年月日  
令和8年4月15日

**島根県告示第399号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項の規定により告示する。

令和8年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地  
島根県農業協同組合  
島根県松江市殿町19番地1
- 委託した歳入の種類及び事務の内容  
島根県農林大学校で生産する肥育牛及び廃用牛の売払代金の徴収事務

## 3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年3月11日

## 4 委託の開始年月日

令和8年5月1日

**島根県告示第400号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
中山・長福地区（2工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	津和野町役場

**島根県告示第401号**

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和8年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 加入区の名称

海士町

## 2 加入区の区域

海士町漁業協同組合の地区の区域

## 3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

**公 告**

島根県ネットワーク基盤関連支援業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和8年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 提案競技に付する事項

## (1) 件名及び数量

島根県ネットワーク基盤関連支援業務 一式

## (2) 仕様

島根県ネットワーク基盤関連支援業務の調達に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (3) 期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

(4) 提案価格の上限額

214,701,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。ただし、令和9年度以降の各年度上限額は目安であり上限合計額の範囲内で自由に設定できるものとする。

令和8年度 26,052,000円

令和9年度 52,103,000円

令和10年度 39,013,000円

令和11年度 39,013,000円

令和12年度 39,013,000円

令和13年度 19,507,000円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の氏名

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

- (㉔) 利益金の配当の割合
- (㉕) 欠損金の負担の割合
- (㉖) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (㉗) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (㉘) 解散後の瑕疵担保責任
- (㉙) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

### 3 提案競技説明手続

#### (1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

##### ア 配布期間

令和8年6月23日（火）から同年7月13日（月）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

##### イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部情報システム推進課ネットワーク管理係

##### ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

#### (2) 提案競技説明会

開催しない。

### 4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 担当者届 1部
- (8) 提案書提出書 1部
- (9) 提案書 7部
- (10) 見積書 1部

### 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

#### (1) 提出方法

郵送又は持参による。

#### (2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和8年7月13日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和8年8月3日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部情報システム推進課ネットワーク管理係

電話 0852-22-6315 F A X 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、令和8年6月30日（火）正午までとする。

(3) 提出先は、5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和8年7月7日（火）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 島根県ネットワーク基盤関連支援業務の調達に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) プレゼンテーション等の日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) プレゼンテーション等においては、提案書から読み取ることができない内容の説明は、認めない。必ず提案書に基づき説明を行うこと。

(6) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。

(7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : Operation and Management support for network infrastructure of Shimane Prefectural Government 1 set

(2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. August 3, 2026

(3) For further details contact : Information System Promotion Division, 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-6315

---

島根県議会出退表示システム開発・運用保守業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和8年6月23日

島根県知事 丸山達也

1 提案競技に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県議会出退表示システム開発・運用保守業務 一式

(2) 仕様

島根県議会出退表示システム開発・運用保守業務に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 島根県議会出退表示システムの開発業務

契約の日から令和8年12月31日まで

イ 島根県議会出退表示システムの運用保守業務

令和9年1月1日から令和13年3月31日まで

---

## (4) 提案価格の上限額

52,705,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。

令和8年度 3,101,000円

令和9年度 12,401,000円

令和10年度 12,401,000円

令和11年度 12,401,000円

令和12年度 12,401,000円

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

## (1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

## (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の氏名

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

- (ヌ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ソ) その他必要な事項
- イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。
- エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

### 3 提案競技説明手続

#### (1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

##### ア 配布期間

令和8年6月23日（火）から同月30日（火）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

##### イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地（島根県庁議会棟） 島根県議会事務局総務課総務係

##### ウ 配布手続

守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で配布する。

#### (2) 提案競技説明会

開催しない。

### 4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 担当者届 1部
- (8) 提案書提出書 1部
- (9) 提案書 7部
- (10) 見積書 1部

### 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

#### (1) 提出方法

郵送又は持参（島根県の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。））による。

#### (2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和8年7月10日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和8年7月27日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後

3時までには必着のこと。)

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県議会事務局総務課総務係

電話 0852-22-6619 F A X 0852-22-5273

電子メール soumuka-kanrisya2@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。)
- (2) 質問提出期限は、令和8年6月30日（火）午後5時までとする。
- (3) 提出先は、5の(3)に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、令和8年7月7日（火）までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和8年7月16日（木）までに、郵送にて通知する。

8 選定方法

- (1) 島根県議会出退表示システム開発・運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリング及びプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) プレゼンテーション等の日程は、提案競技の参加者に別途通知する。
- (5) 審査は、次の方法で行う。
  - ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
  - イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及びプレゼンテーション等に要する費用提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会を選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

## (3) 前金払

前金払は、行わない。

## (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

## 11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 提出書類の修正を求められた際には応じること。

## 12 問合せ先

5の(3)に同じ。

## 13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Attendance display system for the Shimane Prefectural Assembly, 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. July 27, 2026
- (3) For further details contact : Prefectural Assembly Secretariat General Affairs Division, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501, Japan  
TEL : 0852-22-6619

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和8年6月23日

島根県知事 丸山達也

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量  
プラズマ粒子合成装置の調達 一式
- (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書のとおり
- (3) 納入期限  
令和9年2月28日（日）
- (4) 納入場所  
島根県松江市北陵町1番地 島根県立産業高度化支援センター 研究推進室5

## 2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」

という。)により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(3)理化学機器」又は「(4)産業機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) (1)から(6)まで全てを満たす者であって、令和8年7月10日（金）午後4時までに入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び応札仕様書を提出し、入札開始までに参加の承認を得たものであること。入札参加資格審査の申請については、島根県ホームページ（物品の売買等に係る入札参加資格申請のご案内（令和7年から令和9年まで））で確認し、手続を行うこと。

### 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県商工労働部産業振興課イノベーション推進係

電話 0852-22-5341 F A X 0852-22-5638

電子メール greenforum@pref.shimane.lg.jp

### 5 入札説明書の交付等

#### (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和8年7月10日（金）午後4時までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

#### ア 交付期間

本公告の日から令和8年7月10日（金）午後4時までの間

ただし、この場所にあつては、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### イ 交付場所

4の場所

#### (2) 入札説明会

実施しない。

#### 6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和8年7月10日（金）午後4時まで、入札説明書に定める方法により申請書を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

#### 7 入札期間、開札日時等

##### (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和8年7月21日（火）午前10時から同月22日（水）午前11時まで（同月21日午後5時から同月22日午前9時までを除く。）

##### (2) 書面による入札の期間

令和8年7月21日（火）午前10時から同月22日（水）午前11時まで（同月21日午後5時から同月22日午前9時までを除く。）に4の場所へ提出すること。

なお、郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和8年7月22日（水）午前11時までに4の場所へ到着していること。

##### (3) 開札の日時及び場所

###### ア 日時

令和8年7月22日（水）午後1時

###### イ 場所

4の場所

#### 8 その他

##### (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

##### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

##### (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

##### (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

##### (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

##### (7) 契約書作成の要否

要する。

##### (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県商工労働部産業振興課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Plasma particle synthesis system, 1 set
- (2) Period for tender by electronic bidding : From 10 : 00 a.m. July 21, 2026 to 11 : 00 a.m. July 22, 2026
- (3) Time limit for tender by bringing : 11 : 00 a.m. July 22, 2026  
(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. July 22, 2026)
- (4) Date and time of bid opening : 1 : 00 p.m. July 22, 2026
- (5) Contact point for the notice : Innovation Promotion unit, Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501, Japan  
TEL : 0852-22-5341

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和8年6月23日

島根県知事 丸山達也

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量  
液体クロマトグラフ精密質量分析システムの調達 一式
- (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書のとおり
- (3) 納入期限  
令和9年2月1日（月）
- (4) 納入場所  
島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。  
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参

加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4 機械器具類」小分類「(3)理化学機器」又は「(4)産業機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) (1)から(6)まで全てを満たす者であって、令和8年7月10日（金）午後4時までに入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び応札仕様書を提出し、入札開始までに参加の承認を得たものであること。入札参加資格審査の申請については、島根県ホームページ（物品の売買等に係る入札参加資格申請のご案内（令和7年から令和9年まで））で確認し、手続を行うこと。

#### 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地  
島根県商工労働部産業振興課イノベーション推進係  
電話 0852-22-5341 F A X 0852-22-5638  
電子メール greenforum@pref.shimane.lg.jp

#### 5 入札説明書の交付等

##### (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和8年7月10日（金）午後4時までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

##### ア 交付期間

本公告の日から令和8年7月10日（金）午後4時までの間

ただし、イの場所にあつては、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### イ 交付場所

4の場所

##### (2) 入札説明会

実施しない。

#### 6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和8年7月10日（金）午後4時までに、入札説明書に定める方法により申請書を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

#### 7 入札期間、開札日時等

##### (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和8年7月21日（火）午前10時から同月22日（水）午前11時まで（同月21日午後5時から同月22日午前9時まで

を除く。)

(2) 書面による入札の期間

令和8年7月21日(火)午前10時から同月22日(水)午前11時まで(同月21日午後5時から同月22日午前9時までを除く。)に4の場所へ提出すること。

なお、郵便(書留等配達記録が残るものに限る。)による入札については、令和8年7月22日(水)午前11時までに4の場所へ到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年7月22日(水)午後3時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県商工労働部産業振興課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Liquid Chromatograph—High Resolution Accurate Mass Spectrometer system, 1 set

(2) Period for tender by electronic bidding : From 10 : 00 a.m. July 21, 2026 to 11 : 00 a.m. July 22, 2026

(3) Time limit for tender by bringing : 11 : 00 a.m. July 22, 2026

(Bids by post must be received by 11:00 a.m. July 22, 2026)

(4) Date and time of bid opening : 3:00 p.m. July 22, 2026

(5) Contact point for the notice : Innovation Promotion unit, Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-5341

## 人 事 委 員 会 規 則

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月23日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

### 島根県人事委員会規則第17号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第1号中「つど」を「都度」に改め、同表第2号から第4号までを次のように改める。

<p>2 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	<p>7日の範囲内で必要と認める期間</p>
<p>3 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>
<p>4 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>上記に同じ。</p>

第3条の表第5号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加え、「の出頭」を「出頭する場合」に、「同じ」を「同じ。」に改め、同表第6号及び第7号中「同じ」を「同じ。」に改め、同表第10号、第13号、第15号及び第17号中「つど」を「都度」に改める。

第7条中「第3号」を「第2号」に改める。

第8条中「第3条の表第3号」を「第3条の表第2号」に改める。

### 附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月23日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

### 島根県人事委員会規則第18号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第1号中「つど」を「都度」に改め、同表第2号から第4号までを次のように改める。

<p>2 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、教育職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 教育職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該教育職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>イ 教育職員及び当該教育職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該教育職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	<p>7日の範囲内で必要と認める期間</p>
<p>3 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>
<p>4 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、教育職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>上記に同じ。</p>

第3条の表第5号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加え、「の出頭」を「出頭する場合」に、「同じ」を「同じ。」に改め、同表第6号及び第7号中「同じ」を「同じ。」に改め、同表第10号、第13号、第15号及び第17号中「つど」を「都度」に改める。

第7条中「第3号」を「第2号」に改める。

第8条中「第3条の表第3号」を「第3条の表第2号」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月23日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

### 島根県人事委員会規則第19号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。